

第22回北海道道州制特別区域提案検討委員会 会議録

日 時：平成20年7月17日（木） 9:00～10:00

場 所：北海道労働委員会 会議室

出席者：

(委 員) 井上会長、五十嵐委員、佐藤委員、林委員、宮田委員

(事務局) 川城 地域主権局長、出光 地域主権局次長 渡辺 地域主権局参事、

志田 地域主権局参事

○ 井上会長：

おはようございます。早朝からご参集いただきましてありがとうございました。今日は委員のうち、福士委員と山本委員、両名が都合により欠席でございますけれども、定足数を達しておりますので、これから早速本日予定しております審議を始めさせていただきたいというふうに思います。

議事に入りたいと思うのですが、あらかじめこれまでの経緯というかたちで若干の整理をさせていただきたいと思います。今回は第3次答申に向けてということでございますけれども、2月の終わりごろからだったと思いますけれども、定義、検討を重ねてまいりました。それで先生方のお手元にあるもの資料の1に基づいて若干の整理をいたしますと、この第3回目の答申においては、大きなテーマとして産業および雇用というものと、2番目に地域再生ということで2つの大きなテーマを中心にして第3次答申に向けての議論を進めてまいりました。17回、18回、19回、回を重ねていく中で本委員会の審議のじてんというのは、むしろ産業雇用というのは、いくつかの論点を残したかたちで第4次答申以降に盛り込むというかたちで途中の段階で棚に上げるということをいたしました。それで、その下のほうにありますけれども地域再生ということで、むしろ第3次答申におきましては、この領域の部分をまとめるというかたちにしております。この資料1の22回というのが本日になるわけですが、この☆が付いておりますけれども、これを答申案というかたちで、まとめさせていただきたいということあります。この中で☆が付いているのが、上から1、2、3、4、5、6というかたちで付いております。これらを中心にして第3次答申として挙げていくというかたちで、集中的な議論そのものは配布されております資料をご覧いただいてわかりますけれども、○から○、☆、☆というふうに十分な審議を詰めてきたというふうに思いますので、本日は前回第21回に議論の積み残しが若干あったかと思いますし、また委員の皆さん方から語句の訂正だとか、あるいは内容のわかりやすさ等々を中心にして若干の修正事項、要望というのが出ましたので、それらをふまえて事務局を中心に整理をさせていただきました。それで第22回というかたちで先ほども言いましたけれども審議を進めてまいりたいと思います。

それでは本格的に議題の1、答申案の審議についてということで始めさせていただきたいと思いますけれども、まず資料2に基づいてということになるだと思いますけれども、事務局の方から答申（案）というものについて簡潔に説明をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○ 渡辺地域主権局参事：

おはようございます。よろしくお願ひいたします。資料2ということでお配りさせていただいている第3回答申（案）ということで、表紙とその1枚裏を見ていただくとイメ

ージ図的なものをさせていただいております。まずテーマとして地方自治、地域再生ということで出させていただきました。それで答申1, 2ということで、これは国、道、市町村の役割分担の整理ということで維持管理に係る国直轄事業負担金制度の廃止と道道管理権限の町村への移譲というのをくくりました。次に答申3, 4ということで、福祉移送サービスの関係とコミュニティーハウスについて支え合いによる地域社会づくりというテーマでくくりました。最後に3つ目答申5, 6ですが、これは道州制に向けた強い基礎自治体づくりということで指定都市の要件設定権限の移譲と基礎自治体のモデルをつくる広域中核都市制度の創設ということで大きく3つの区分で答申案をまとめました。

1枚めくって裏を見ていただきたいのですけれども、これにつきましてはまず上の四角の中に地域主権型社会にふさわしい自治のかたちである道州制の基本となる考え方ができる限り住民の近いところで物事が決まり、取り組みが行われること。そのためには道州よりもより住民に近い基礎自治体である市町村が強化され、大きな役割権限を担うことができるようになりますが重要。あわせて地域課題の解決や地域の活性化にむけた議論の取り組みの主体をできる限り住民に近づけていくことも重要ということで、今回の第3回の答申の内容をこういう風にまとめたと。下のイメージ図ですけれども、現在は国が大きな権限をもって下に行くほど権限が小さくなるという先細りのかたちを、道州制というのはこの三角形の上に細くなっていくという関係であるということで整理して、それぞれの答申がどの部分にあたるのかというのをイメージとして整理させていただいております。

まず答申の1になりますけども、維持管理にかかる直轄事業負担金制度の廃止ということで、これは前回議論したものと中身的にはいじってございません。参考資料につきましては、1ページ目に新旧対照表を付けて、あと2ページ目に現在どういう負担をしているのかという関係、あと3ページ以降にそれぞれの法律条文をつけてございます。一応表紙と負担金制度廃止の部分について説明させていただきました。

○ 井上会長：

ただ今事務局の方から第3回答申（案）ということで、全体としての第3回答申の構成といいますか、そのことについて説明をうけ、そして答申の1というかたちで説明も受けました。これらの件につきまして、何かご意見、ご質問があればお出しitたいと思いますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、このように扱わせていただきたいと思います。これから順次答申の番号に沿いまして事務局から説明をいただきたいと思います。次の箇所について説明をお願いいたします。

○ 渡辺地域主権局参事：

次、答申2でございます。道道管理権限の町村への移譲ということで、これについても前回から特にいじった部分はございません。それで参考資料は7ページ、8ページ、この2ページだけでございます。

以上でございます。

○ 井上会長：

ただ今答申の2、道道管理権限の町村への移譲ということで説明をいただきました。大きな変更点等々は前回出なかったと思いますけれども、ただ今の説明等に関しまして、ご意見、ご質問があればお出しitたいと思いますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、このように確定させていただきたいと思います。なお、前回一部ご欠席された委員がおられるかと思いますけれども、答申の1のところの表題に関しまして、これは維持管理費に関する国直轄事業負担金制度の廃止というかたちになっております。それ

で、資料の 1 をご覧いただくとわかりますけれども、今回これをこのような表題にするにあたりましては、議論を出席している委員の中でさせていただきましたけれども、この表の道民提案というのが左から 3 列目にありますけれども、例えば 227 という道民の皆様方の提案の現表題というのは、国直轄事業の維持管理費に関わる負担金制度の廃止ということで、論点を整理させていただく中で、答申案の表題にありますようなかたちで改めさせていただきました。普通こういうようなことはあまりなかったのですが、今回はそういうことにさせていただくということでご了解賜りたいというふうに思います。では、あと答申の 3 になりますが、ここは福祉関連になりまして、道民の皆様方からいただいた提案番号 198、福祉有償運送の規制緩和ということで、これも若干表題書いてありますけれども、答申案の 3 について事務局の方から説明をいただきたいと思います。

○ 渡辺地域主権局参事：

答申の 3 でございます。これは今会長の方からもありましたけれども、福祉移送サービスということの名前にしてございますが、法的には福祉有償運送というふうに言って、それをずっと福祉有償運送ということでこの委員会でも議論してきたのですけども、前回の資料の段階でよりわかりやすいネーミングということで福祉移送サービスというふうにしてございます。内容的には下の目指すがたのところでありますけれども、現在は運送区域、運営協議会というのが地域の利害を代表する人たちが集まった協議会の中で福祉有償運送の是非を議論するわけですけれども、その場合そこの市町村の区域で発地、着地のどちらかが市町村になければならないという決まりがあるんですけども、それについて、この福祉移送サービスが会員限定のものであることから、一般のタクシーと同じような規制をする必要はないのではないかと。あくまで例外的なものとして認めていいのではないか、会員限定なのでという趣旨でこの項目を適用しないという内容でございます。資料は 9 ページからですけれども、運送区域の部分について新旧対照表ですけれども、権限移譲後のところに北海道においては福祉有償運送に限り発地、着地、いずれかが運送区域内にあることの規定を適用しないというふうに変えてもらおうという提案でございます。それ以降具体的な法律の条文をつけてございます。

以上でございます。

○ 井上会長：

ありがとうございました。ただ今の事務局の説明に関しまして、ご意見、ご質問があればお出しいただきたいというふうに思います。林委員。

○ 林委員：

中身は問題ないのですが、この答申 3 のところ細かく見ると福祉移送サービスと輸送サービスと細かく違っているところがあるので、それはもう 1 回きちんと見たほうがいいのかなと思います。一番下の網かけになっているところもわざわざ福祉移送サービスっていうのを出しているのであれば、ここも福祉有償運送でなく福祉移送サービスというのが何回も出てくるかたちのほうがいいのができるかなと思いました。

○ 井上会長：

ご指摘のとおりだと思いますが、事務局いかがでしょうか。

○ 渡辺地域主権局参事：

統一させていただきます。ありがとうございます。

○ 井上会長：

福祉移送サービスに関するということでご指摘があったように、目指すすがたのところのサブタイトルといいますか、タイトルが福祉輸送サービスに関するということで、移送と輸送というふうに意識した使いわけじゃないと思いますので、そのところをご指摘のいうふうに統一してやっていただきたいというふうに思います。その他いかがでございましょうか。この件に関しましては、この資料の 1 の中でもご覧いただきますように何回も議論を積み重ねていき、特に運営協議会の実権というようなことも巡ってくるので、先生方からいろいろなご意見をいただいた結果、こういうかたちでまとめさせていただいたということで。答申の 3、これでよろしいでしょうか。ありがとうございます。では答申の 4 ということでコミュニティーハウスの制度創設ということで、これは参考人に来ていただいて、かなり実態を踏まえながら議論を進めてきたところですが、これについて事務局から説明をいただきたいと思います。

○ 渡辺地域主権局参事：

答申 4、コミュニティーハウスの制度創設です。このページで前回と修正したところを説明させていただきますと、目指す姿の矢印の下のところに黒塗りで囲った枠のところがございますが、ここのところには前向きな表現に統一すべきだということで、こぼれおちないというセーフティネットというところが入っていたんですけども、この部分は削除したほうがいいのではないかということで今回削除させていただきました。16 ページ参考資料になりますけれども、林委員の方から Q&A を作ってはどうかということで、Q&A を作らせていただきました。それでまず Q1 ですけども、コミュニティーハウスとはどういう事業ですか、ということでコミュニティーハウスは地域におけるあらゆる生活上の課題に対して、その課題を抱える本人と地域の人々がともに解決の手立てを講じるための地域拠点であり、誰でもがいつでも集える場として様々な相談等に応じる常駐のコーディネーターを有する事業です。というふうに説明させていただきました。Q2 ですが、コミュニティーハウスはどのような点で新しい福祉のかたちと言えるのですか、という問い合わせを設定しまして、従来の対象者を限定した縦割りの福祉では制度に乗れない人出ること、建物の面積や人の配置など、国の決めた物理的基準に人間の方が合わせざるを得ず、制度はあるけれども不自由で使いにくい、さらには福祉サービスを供給する側と受ける側が、二分される構図になっているが、支援の必要な人も別の局面では、他の人の役に立つ、自分にも役割があるということが自覚できる。すなわち自立に役立つという発想もこれからは必要といった課題が指摘されています。コミュニティーハウスはこうした課題に対応すべく、考え方を根本的に変えて、福祉のユニバーサル化と循環型地域福祉システムの 2 つをコンセプトとして、釧路の N P O 関係者等が実験的に施設を開設しながら制度設計したものです。この制度設計ではコミュニティーハウスというのは、対象者を限定した縦割りの事業とのではなく、あらゆる生活課題に対応する地域拠点とすること、2 つ目として施設設置について国が固定的、限定的な物理的基準を示すのではなく、地域に任せ、地域や利用者が自ら評価するガイドライン方式とする。3 つ目として、サービスを与え、それが消費されるという福祉ではなく、地域でともに支えあい、新しい価値をつくり出していく福祉とする。この 3 つをコンセプトとしています。

次に 17 ページですけども、Q3 ですけども、コミュニティーハウスが社会福祉法に位置づけられるとどのようなメリットがあるのでしょうか、ということでございまして、答え

としては、北海道の福祉の現場の努力により開発されてきた新しい福祉のかたちを社会福祉法の中に位置づけ、認知することで、コミュニティーハウスを新しい福祉のかたちとして広く道内に普及させようというふうに考えています。また、社会福祉法に位置づけられることにより、社会福祉法人がコミュニティーハウスの事業を行った場合に公益事業として経理できるなど、税法上のメリットが得られることが考えられます。こういうふうに整理しました。

以上でございます。

○ 井上会長：

ありがとうございました。事務局から説明いただきましたけれども、この点につきましてもご意見、ご質問があればお出しいただきたいと思います。佐藤委員どうぞ。

○ 佐藤委員：

今のQ&AのQ3を直ってきてうっかり「かたち」を、3行目の福祉のかたちというのをひらがなにしてないのを後から気がつきました。ひらがなに直してください。

○ 五十嵐委員：

前回欠席しましたので、前々回ちょっと発言させてもらいましたのでさらに追加コメントでございます。今回こういうかたちで整理をしていただいて、法律にこの事業を位置づけるということでQ3のアンサーにも書いてありますように、まず認知をしていただくということでその意義が大きいのではないかというふうに思っています。ただ、引き続きこれを継続的にやっていける担保としての財源の問題というのは、また改めてどこかで考えていくべきかというふうに思いますので、今回はこのかたちで出していただいて、また改めてということでお願いしたいと思います。以上です。

○ 井上会長：

その他いかがでしょうか、宮田委員どうぞ。

○ 宮田委員：

ありがとうございます。今、五十嵐副会長から話あったように運用面で税源の問題もありますし、また解釈で、現場での対応の中でまた借用約定規に構えてしまうと、せっかくの縦割りじゃなくて横断的に解釈しながら、知的の方も障がいのある方も身体障がいのある方もお互いにやれること一緒にやろうという新しい建設的な前向きな考え方ですので、それをうまく解釈してあげながら現場で応援して行くことで、是非北海道この新しい福祉のかたちといいますか、新しい社会のコミュニティーハウスを皆で支えてく気持ちで進めないとならないなと思っていますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○ 井上会長：

その他よろしいでしょうか。これにつきましては先ほどの福祉移送サービスに関わる規制緩和と同様に、この第3回答申に向けた委員会の中では早い時期から時間をかけて検討してまいりました。すんなり行くのかなというふうに思っていたのですが、前々回のあたりのところから法律的な解釈、位置づけその中にどういう位置づけるのかっていうことを巡って、かなり軌道修正しながらここまでようやくたどり着いたというような感じであります。とりわけ先生方からそれぞれ意見をお出しいただきましたけれども、前回の林委員の方から別件を受けてというようななかたちでもありましたけれども、このコミュニティー

ハウスっていうのは言葉が短いものですからすんなり入ってきてているようで、実はこの道州制っていうのは我われだけがというよりは道民の皆様方一人ひとりの理解のもとに我われをサポートしていただかなければいけない。道民の皆さん方の一人ひとりの生活を変えるということのきっかけにするものだということの視点から、やはりコミュニティーハウスっていうのは道民の皆様方一人ひとりが正確にご理解いただいているのかどうかというところから急遽私は間に合うかどうか非常に心配していたのですが、Q&Aというのをつくっていただいてこういうかたちにしました。そういうことでこういうかたち、つまり答申案の4というかたちでまとめさせていただくということでよろしいでしょうか。運用面等々について今後の部分についてはその他の委員がお出しeidいたことを尊重しながら進めていくということにさせていただきたい。

では、答申の5に移らせていただきたいというふうに思います。答申の5につきましては再び事務局の方からご説明いただきたいと思います。

○ 渡辺地域主権局参事：

答申の5でございます。指定都市等の要件設定権限の移譲ということです、前回まで、表題のところを指定都市等の指定権限の移譲というふうにしていたんですが、要件設定権限ということで表題を変えさせていただきました。目指すすがたでございますけども、前回までは政令指定都市が50万人、中核市が30万人ということで、人口要件を左側に並べてそれで設定権限北海道にというふうに図にしていたのですけれども、私どもとしては人口要件だけが問題にしているわけではないということで、国が一律に決めているということをこちら側に移譲してほしいという意味なので、人口が多いとか少ないということじゃないということを人口を書かずに、指定都市等の要件は全国一律に国が定めているとそれを移譲してもらって、指定の要件は地域の実情や道からの権限移譲の状況を踏まえ、市町村と協議しながら制度設計していく。それを道の条例で決められるようにしてもらうというふうに中身を変えさせていただきました。今までこれと答申6をセットで説明していた経過もありますので、あわせて答申6の方も説明させていただきます。

答申6の方で今回変えた部分は現状がありまして課題なのですが、課題の3つ目の○として、圏域単位の合併を視野に入れて取り組んでいる地域を後押ししていくということで、ある種この広域中核市制度の提案とする目的というかそういう部分を入れました。次、資料の方になりますけれども39ページご覧ください。これは今回新たにつくった資料でございます。道州制に向けた強い基礎自治体作りについてということで考え方を上で述べて、下の方に方策ということで今回の指定都市の要件設定権限移譲と、広域中核市制度の創設の部分を書かせていただいております。それで54ページなりますけれども、Q&Aでございます。ここもまた整理させていただきました。前回佐藤先生の方から広域中核市の考え方といいますか、どういう意義があるのかということを説明していただきまして、我われもそういう意義があったのかと今改めて感心した、こんなのに関係していたんだと思っていたのですけれども、それをQ1ということでまとめさせていただきました。答えでございますけれども、世界中を見渡すと自治のかたちにはいろいろなバリエーションがありますが日本では選択肢は限られており、新しい発想で自治の姿を画こうとしても現行制度ではできないというところで思考が止まる傾向がありました。しかし少なくとも北海道に関しては従来の発想ではうまくいかないところがでてきており、これを打ち破るにはもっと自由な自治の構想ができるということを示すことが重要です。例えば広域中核市の区の制度をその市が行うことで行政区というだけでなく、区長公選制やマネージャー制を導入するなども考えられます。また市と区の役割分担をはっきりさせ、例えば幼稚園や保育所については区が全権を持って行うなども考えられます。こうしたことを行なうことをガチガチの日本の制度

の中で考えるのではなく、自由な発想で考えることができるという点にこの新制度を創設する1つの大きな意義がありますということでございます。次55ページですけれども、Q5でございます。前回Q4なんですけれども、これは前回の委員会で答えが問い合わせに対してストレートに答えてない直接答えてないというご指摘がございまして、中身の答えの方を修正させてもらいました。問い合わせは、政令指定都市と同じ権限が処理できるだけの交付税措置をするといつても、交付税総額が抑制されている中で必要な財源を確保されるのでしょうか。交付税全体の抑制の部分についての答えが前回なかったのじゃないかということで、答えは、交付税総額の確保は地方公共団体とも連携して強く国に主張していかなければならぬことは申すまでもありませんということで、総額部分については言及した。ただ広域中核市の制度においては、基本的には今まで道の権限が市町村、広域中核市移るわけですので、基本的にはこれまで交付先が道だったものが広域中核市に変わるということで、国の交付税特別会計に新たに依存する要素ということではないので全体としての財源確保は可能なのではないかというふうに答えをつくりました。これは前回もこういう答えだったところです。次に57ページですけれども、問11です。これは前回は問10ということだったのですけれども、人口規模が小さな自治体の自治は今後は困難になるのでしょうかということで、これは前回までの答えが、広域中核市になれば大丈夫といったのが内容だけだったものですから、前回の委員会で広域連合についても触れて答えることも可能ではないかということで最後の3行になりますけども、こうした広域中核市という枠組を選択する以外の方法としては、次項にあるような広域連合の活用より、人口規模が小さな自治体においても行政サービスを維持していく方法が考えるところですということで、広域連合について言及させていただきました。次に、一番最初の表紙をご覧いただきたいのですけれども、答申6のところですけれども、ネーミングとして今まで広域中核市制度の創設だけだったのですけれども、将来の基礎自治体の新モデルをつくる広域中核市制度の創設というふうに変えさせていただいて、前回の議論の中で井上会長の方から広域中核市の上についての答申に盛り込むけれども、道にもおいて市町村に住む住民とか広く意見を汲み取って、場合によってはこの案件については他のものとは別に国に提案されるということもありますということでございましたので、こここのところに提案時期ということで付け加えた2意見というかたちで付け加えさせていただいているのですけれども、道内の将来的には圏域は1つの検討の動きがある経過を踏まえ、この制度の候補となる地域にとって適切な支援となる時期を選ぶよう留意していただきたいということで、場合によってはこの他のものとは別に取り扱わせていただくということにさせていただければと考えております。

以上でございます。

○ 井上会長：

ただ今事務局の方から答申の5および答申の6について、あわせて説明をいただきました。これも随分先生方の知恵を拝借しながら審議をしてまいったところでございますが、ただ今の案につきまして、ご意見、ご質問があつたらお出しitidaikaitaiと思います。いかがでしょうか。特に事務局のただ今の説明の中にもありましたけれども、Q&Aというところにおいては、私共の前回の議論がかなり技術的といいますか、この細部にわたる議論を積み重ねていたときに、やはり道民の方々にとってこの広域中核市ということの位置づけ、意義というものが十分に理解されるのだろうかというようなことで若干佐藤先生のほうから説明をいただいてそれが非常に説得的だったということで、その後佐藤先生にQ1をはじめとして、いくつか全体のところを見ていただいたということになります。それで先生、こういうかたちでまとめてございますが、よろしいでしょうか。

○ 佐藤委員：

ありがとうございます。全く問題ないと思います。提案時期というのが入っているのがちょうど気にくわないんですけど、それはしょうがないです。

○ 井上会長：

そのほかいかがでしようか。

○ 五十嵐委員：

やはり運用面に関してですけども、Q6の答えのところで人材の問題にふれてまして、専門的な能力をもった人材を道から移籍または派遣するということは考えられますかということで、これは手を挙げるところと十分協議の上、例えば派遣なら派遣の期間とか、派遣される人材とかということを十分に練り上げていただきたい。1年、2年なら反応ないと思いますので、ご検討をお願いしたいと思います。以上です。

○ 井上会長：

その他いかがでしようか。前回も申し上げましたけれども、これはQ&Aのところにかなり折り込むかたちで記述してあります。ここ数ヶ月の間、例えば道民の皆さん方あるいは道議会を中心に支庁制度改革、あるいはそれ以前からあった市町村合併の問題等々があって、かなり地域によりましてはこういったものに対するかなりセンシティブな状況というものがあったということで、我われはある部分をそういったポリティカルなイシューにかかるということについて躊躇する部分もなかったわけではないのですが、これはどう考えても地方分権ということについては非常に大事な柱になるということで、やっぱり成すべきじゃないかということでこういうかたちで折り込みさせていただきました。当然のことなのですが、これは私共が事務局、事務局といいますけれども、事務局でつくった案を審議していることではなくて、むしろ300件近い道民の皆さん方から提出されたそれぞれの提案というものを1つひとつ吟味しながら、第1回、第2回、そして第3回というかたちでまとめてきたということです。そしてこれが今度、この委員会で議論されて取りまとめられたあとどうなるかというと、ご承知のようにパブリックコメントというかたちで道民の皆さん方から広い範囲で意見の収集をするということになっています。これは手続き上そうゆうふうにするということになっております。その後、秋ぐちの定例の道議会の中でこれについての採決、審議、採決が行われて、そこを通ったものが今度はようやく霞ヶ関、あるいは永田町といいますか国に上がっていくという仕組みであります。私共のところはむしろここで議論したものをお道民の皆さん方の立場に立って、やはり厳しいものがあるかもしれないけども、一応これから答申の案を盛り込んで上げていくという手続きをとる。そのことによって賛否両論が巻き起こればそれはそれでいいわけで、ここで提出しないというわけにはいかないというかたちであります。たしかにご指摘のように時期を選ぶというのは少しあるだろうと思いますけれども、今申し上げたようなことを配慮してということで、できるだけご理解いただければというふうに思っております。全体としてこの答申5と6、ご意見があればお出しitただければと思うのですが、いかがでしょうか。ではこのかたちで決定してよろしいでしょうか。ありがとうございます。全体としてということで資料の2のカバーページといいますか、フロントページにありますように第3回答申（案）というかたちで答申の1から答申の6までここで採決させていただきました。それで、それぞれの区分けというのは私は言及いたしませんでしたけども、今回の場合は産業雇用というものが少しありてきましたので、6本とも地方自治地域再生というジャンルの案件になります。これをそれぞれ見出しを付けるということにしますと、答申

の1と答申の2は、国、道、市町村の役割分担の整理というかたちで括らせていただきました。あわせて答申の3、答申の4ということについては、支え合いによる地域社会づくりというかたちにしました。最後の5と6今ご審議いただいたものであります、道州制に向けた強い基礎自治体づくりというかたちにいたしました。この表題も含めて何か私も一部原案を直したんですが、何かあったらお出しitただきたいと思います。いかがでしょうか。こういうかたちでよろしいでしょうか。ありがとうございます。では表題も含めてこの第3回答申案というかたちでまとめさせていただいたということであります。

今後のスケジュールということになりますが、もう明日夕方からということでもうこれ決定ということでよろしいですか。知事に答申案を上げるというかたちの手続きをとらせていただきたいというふうに思います。これで、議題の(1)答申の案の審議については、今のようなかたちでまとめてさせていただくということにいたします。(2)になりますが、今後の委員会審議についてということで、これについては事務局の方から説明をいただきたいというふうに思いますが、今回が第3回ということで先生方の任期はあと一年残っていますからあと何回か答申をあげていくというかたちになります。次回開催されるときは、第4回答申をめぐっての議論ということになります。この点につきまして事務局の方から説明をいただきたいと思いますが、いがかでしょうか。

○ 渡辺地域主権局参事：

今、第4回目の答申に向けて道民提案の方を整理している状況でございまして今日ここでご用意できていませんけれども、案が整理でき次第また皆さんにご審議していただきたいと考えております。なお、事務局としては地域意見交換会といったようなかたちで札幌以外で、例えば宮田さんのいらっしゃる釧路などで、住民の方と地域の皆さん、委員の皆さんと意見交換的なものをもちたいというふうに考えてございまして、そういう場で特区の話とかあれば更なる道民提案の呼びかけなどそういうこともやってきたいと考えています、全員で開催するということではなくて、その設定した日に都合のいい委員の方にお願いして行っていただくかたちで企画したいと考えておりますので、後日また改めてご相談したいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○ 井上会長：

わかりました。第4回以降の審議の内容につきましてはまだ日程等々も定まっていないということもありますので、日程の調整をしていただいた上で第4回答申に向けての第1回目の会合を開くときに、これまでの理論の総括を踏まえた上でどういう様なものを折り込むかたちにするのかということを第1回目に審議をさせていただくことにしたいと思います。あと2点目にご意見があった部分は、名称の問題は再検討されればと思いますけれども、地域においてこの道州制特区提案に関する意見の交換会というのをやっていければということのご提案でした。これは前回道州制推進道民会議のときもそうですが、委員の先生方何人か一緒に最初は知事を含めていろんな箇所に行って、地元の方々と意見の交換をしたことがあります。これはこの委員会の中で最終的には地方、札幌以外からというのは宮田委員だけしか委員として加わっておられないこともありますし、またいろいろな地域のニーズっていうことを反映しながら我われは道州制特区というもの議論を束ねていかなければということもありますので、時間があればこういうかたちにしたい。ただ、今度は委員会をということも考えられるのですが、委員会はこれ7名ですから定足数ということの問題があって、日程がかなり絞られる。この1、2ヶ月間にこれをやろうということで少なくとも1回目はやろうということなので、それを考えると委員

会ということではなくて懇談会というようななかたちになるのかなということあります。そういうようなことでご提案といいますか事務局の方のご意見がありましたけれども、そういう方向でよろしいでしょうか。できれば佐藤先生が海外に行かれる前に日程を調整していただきたいというのが私の切なる願いがありますけども、よろしくお願ひいたします。

では、そういうかたちで第4回目の第4回答申に向けての1回目の会議、そしてそれ以前に地方における意見の交換会いうようなものをやっていくということでご理解いただけましたので、事務局で細部を詰めていただきたいというふうに思います。では次回、第23回委員会の開催日程について事務局のところで今先ほど私言及いたしましたけども、今おおよそどういうことで考えておられるのかということを説明いただければとお思いますがいかがですか。

○ 渡辺地域主権局参事：

今、話ました地域意見交換会的なものを日程にもよるんですけども、現在のところ23回についても8月下旬を目途にまた別途調整させていただければと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○ 井上会長：

よろしいでしょうか。また事務局から日程の調整等々の連絡ありましたらよろしくお願ひしたいと思います。特に第4回答申に向けてあるいは第5回もひょっとしたら心配しているのですが、定員の定足数というのがありますのでそういうことで先生方にいろんななかたちでご無理いただかないといけないことも出てくるかと思いますが、是非ご協力いただきたいというふうに思います。私の方で本日用意していた議題というのは、1と2でありますけれども、(3)その他というのは事務局何かございますか。

○ 渡辺地域主権局参事：

特にございません。

○ 井上会長：

委員の先生方からは何かありますか、よろしいですか。では、このようなかたちで本日はまとめさせていただいたということで、本日の議事は全て終了いたしました。これで終了させていただきたいと思います。今後の日程先ほど説明したとおりでございますので、これで終わりではなくてしばらく続くということでご協力いただきたいと思います。本日はどうもご苦労様でした、ありがとうございました。

(会議終了)